



### 特別慰労品の 請求期限が迫っています

**対象** 恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者のご本人(ご遺族の方は対象外) ※引揚者は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて、戦後引き揚げてきた方が対象

**請求期限** 3月31日(火)

**請求書類** 福祉総務課にあります ※資格要件など詳細は左記にお問い合わせください

**請求・問合せ** 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0120-234-933(月～金曜 9時15分～17時15分 土日祝休み)

HP <http://www.heiwa.go.jp>

### 日赤社資への協力 ありがとうございました

今年度、町内会・自治会のご協力により社資を募集したところ、1月末現在で345万23円の社資が集まり、日本赤十字社へ送金しました。その一部は日赤石狩市地区へ配分され、救急法等各種講習会開催費用などに活用しました。皆さんのご支援に厚くお礼申し上げますとともに、今後もご協力をお願いします。

**問合せ** 日赤石狩市地区事務局  
☎72-8181

### 保険・年金

#### 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

これまで保険料が年金から差し引かれていた方は、4月からも年金から差し引かれます。4・6・8月の保険料は、原則2月と同じです。また、平成20年4月2日から同年10月1日までに加入した方も、4月からは原則として年金から差し引かれます。詳細については、4月上旬にお送りする「仮徴収額決定通知書」でお知らせします。

なお、次の場合は、年金差し引きにはなりません。

こんな場合	納め方
①年金差し引きから口座振替への変更を市に申し出した場合(申し出の時期により、口座振替に変更する時期は異なります)	口座振替
②年金の年額が18万円未満の場合(介護保険料が年金から差し引かれていない場合)	納付書または口座振替
③介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料の半分以上を超えている場合	納付書または口座振替

※納付書または口座振替で納める方の保険料額等は、7月にお送

### 防災

#### 第20回防火ミニバレー大会

**対象** 市内在住・在勤者

**日時** 4月29日(水・祝)10時～

※受付9時30分

**場所** 花川南コミセン

**チーム編成** ①女性の部(中学生以上) ②PTA混成の部

※主審・副審・線審を参加者が交代で実施

※1チーム4人(登録は5人まで)

※②は女性2人以上の参加が必要で、教師や生徒も可(小学5年生以上で、大人を1人以上含めること)

**申込方法** 石狩消防署・各支署、各コミセンにある申込用紙を石狩消防署・各支署に提出

**申込期間** 4月3日(金)～10日(金)

※申込用紙は3月16日(月)から配布

**問合せ** 石狩消防署予防課

☎74-7165

#### 定期普通救命講習会

AED(自動体外式除細動

器)を使います。受講者には「普通救命講習修了証」をお渡し

します。

**対象** 中学生以上の市民または市内勤務者

**日時** 3月15日(日)9時～12時

**持ち物** 筆記用具

**費用** 無料

**申込方法** 事前電話申込

※当日申込不可

**場所・申込・問合せ** 石狩消防署警備課 ☎74-7024

### 住宅用火災警報器は 設置していますか



石狩市では、平成20年6月1日より住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

新築や既存を問わず、すべての住宅に設置が必要です。また、アパートなどで自動火災報知設備が設置されていない場合、一般住宅と同じように住宅用火災警報器の設置が必要です。まだ設置されていない場合は、アパートのオーナー

**安全で満足できる水道水を安定的に供給する経営をめざして** あなたの声を活かすくみ **パブリックコメント**

**【テーマ】** 石狩市水道事業中期経営計画の策定について  
**【市の原案の概要】** 石狩市水道ビジョンの基本理念である「市民のための水道(市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道)」を実現させるため、平成21年度から24年度までにおける経営の取り組みや、財政収支の見通しなどについて明らかにする目的で策定しています。

※詳しくは市ホームページ、あい・ボード、市役所1階情報公開コーナー、2階業務課、支所地域振興課をご覧ください

**【意見の提出方法】** 氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。  
**【提出期限】** 3月23日(月)  
**【意見の検討結果】** 4月中に公表予定  
**【問合せ】** 業務課 ☎72-3224  
**【意見の提出先】** 〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153 ☎72-3199  
 ✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp



●選挙管理委員会事務局 senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp  
●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

●管財課 kanzai@city.ishikari.hokkaido.jp

## 3月は収納強化月間です

市税は納期限までに市民の皆さんが自主的に納付するのが原則です。納期限までに納付しない方がいると、すでに納付している方との公平を欠くばかりでなく、市の財政運営の妨げにもなります。

市では3月を収納強化月間として収納率向上を図るため、昼夜の訪問や文書、電話による催告を強化し、納付に対して誠意が見られない方には、預貯金や給与、不動産、生命保険などの財産差し押えを強化しますので、3月中に納付されるかご相談ください。なお、納付が遅れた場合には、年14.6%の延滞金を併せて納付していただきます。

このように市税の滞納は、納税者にとって不利益となるだけではなく、滞納整理のための費用を税金から支出することになり、不要な費用がかかることとなりますので、まだ納付していない方は、至急納付してください。

### 納税に困った時はすぐに相談を

一括納付が困難な方のために、分割納付の相談にも応じています。



問納税課 ☎72-3118  
✉nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp  
問国民健康保険課 ☎72-3123  
✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

## 時間外納付・相談窓口

休日や夜間でなければ納付や相談をすることができない方のために、毎月第4木曜（祝日の場合は金曜）と第4日曜の時間外に、市税等の納付・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

### 3月の納期限

- 国民健康保険税(第9期) 納期限: 2日(月)
- 上下水道使用料(2月分) 納期限: 10日(火)
- 国民健康保険税(第10期) 納期限: 31日(火)

### 3月の時間外納付・相談窓口

【開設日時】 22日(日) 10:00~15:00  
26日(木) 17:15~20:00

### 【開設窓口】

市税関係 納税課(1階) ☎72-3118  
国民健康保険税 国民健康保険課(1階) ☎72-3123  
上下水道使用料 業務課(2階) ☎72-3133

※厚田・浜益支所では時間外窓口は開設していません

市税等の納期限内納付にご協力ください!



住宅用火災警報器

国の鑑定マーク

や管理会社などに確認してみましよう。  
市内でも住宅用火災警報器を設置していたことで、早期に煙を感知して大事に至らなかつたケースがありました。万が一火災が起きた時に、大切な命を守るため、早急に住宅用火災警報器を設置しましょう。  
問合せ 石狩消防署予防課  
☎74・7165

## そのほか

### 選挙人名簿の縦覧

3月1日(日)現在で、次に該当する方を選挙人名簿に登録します。

要件 平成元年3月2日までに生まれ、平成20年12月1日までに石狩市に転入の届出があつた方  
縦覧期間 3月3日(火)~7日(土)  
縦覧場所・問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎72・3146

### 市有地売却

売却方法 一般競争入札  
入札予定日 4月15日(水)  
募集期間 3月27日(金)まで

### 固定資産の縦覧・閲覧

市内に土地を所有している方

問合せ 管財課 ☎72・3646

番号	区分	所在	面積(m <sup>2</sup> )	地目	最低売却額	
1	土地	厚田区別狩17番10	382.14	宅地	2,225,000円	
						用途
	建物2棟	住宅	S52築	64.80		木平屋建
		住宅	S52築	64.80		木平屋建

※土日祝日除く9時~17時

が土地価格等縦覧帳簿を見ることができ、家屋を所有している方が家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます。また、自身で持ちの固定資産について、縦覧期間内に限り無料で閲覧できます。  
日時 4月1日(水)~6月1日(月) (土日祝日を除く) 8時45分~17時15分  
場所 市役所1階15番窓口・各支所市民生活課  
縦覧に必要なもの  
・納税者本人を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)  
・納税者以外の方が来庁される場合は、納税者本人からの委任状(納税者が法人の場合は、代表者印を押印したもの)と委任された方を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)  
問合せ 税務課資産税担当  
☎72・3120(土地)  
☎72・6120(家屋)

	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿
記載事項	所在、地番、地目、地積、価格	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
閲覧対象者	市内に所在する土地の固定資産税の所有者	市内に所在する家屋の固定資産税の所有者